

排水設備指定工事店・責任技術者関係申請書類一覧

<指定工事店関係>

- (1) 指定工事店（新規・更新）の申請
 - ・「排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）」
 - ・「誓約書」
 - ・「経歴書」（個人の場合）
 - ・「営業所・資材置場の平面図及び付近見取図」
 - ・「専属責任技術者名簿」
 - ・「設備及び機材調書」

* 責任技術者が新規の場合、登録申請が必要（下記(1)）
- (2) 商号（名称）の変更、営業所の移転、代表者の変更、住居表示の変更、電話番号の変更、代表者の住所の変更
 - ・「指定工事店異動届」
- (3) 専属の責任技術者の変更
 - ・「指定工事店異動届」
 - ・「専属責任技術者名簿」

* 責任技術者の新規及び解除の場合、登録申請（下段(1)）又は責任技術者異動届（下段(2)）
- (4) 指定工事店証の再交付
 - ・「指定工事店証再交付申請書」
- (5) 指定工事店の閉店、辞退
 - ・「指定工事店指定辞退届」

* 責任技術者の解除の場合、登録申請が必要（下段(1)）

<責任技術者関係>

- (1) 責任技術者の登録（新規・更新・解除）
 - ・「責任技術者登録申請書（新規・更新・解除）」
 - ・「誓約書」
- (2) 住所、氏名、勤務先の変更
 - ・「責任技術者（住所・氏名・勤務先）異動届」
- (3) 責任技術者証の再交付の申請
 - ・「責任技術者証再交付申請書」

* 責任技術者の更新講習修了後（受講修了証発行後）は、更新手続きが必要です。

（注）各申請に必要な添付書類については、各申請書を参照の事。

<参考>

「排水設備指定工事店に関する規則」第3条第1項第4号

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 第17条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある者